

# 会議要録

会議名	平成28年度 第2回八王子市消費生活審議会	
日時	平成28年6月27日(月) 午前10時00分～11時50分	
場所	八王子市役所702会議室(事務棟7階)	
出席者氏名	委員	和田清美会長、鈴木麗加副会長、西島美奈子委員、樋口勝美委員、 佐々木昭夫委員、深沢靖彦委員、今井婉子委員、赤木省三委員、 栗本正男委員、
	事務局	原田親一市民部長、大日向由紀子消費生活センター所長 田代信之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	北出義則委員	
議題等	(1) 八王子市消費生活基本計画における平成27年度実施状況について (2) 第1期八王子市消費生活基本計画の検証と取組課題について (3) 第2期八王子市消費生活基本計画の基本的な方向性について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	1名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 第1回八王子市消費生活審議会 会議要録</li> <li>・ 平成27年度消費生活基本計画の実施状況</li> <li>・ 平成24～26年度消費生活基本計画の実施状況</li> <li>・ 八王子市消費生活基本計画における実施状況の検証について(意見) —平成24年度、平成25年度、平成26年度分</li> <li>・ 第1期八王子市消費生活基本計画の抜粋(計画書16～17頁)</li> <li>・ 計画策定にあたっての基礎資料</li> <li>【机上配付】</li> <li>・ 八王子市消費生活ニュース</li> <li>・ 八王子市くらしのレポート</li> </ul>	

## 会議内容

### 1. 開会

事務局：これより平成28年度第2回消費生活審議会を開会します。  
はじめに原田市民部長よりあいさつがあります。

<市民部長挨拶>

<配付資料の確認>

<出席・出欠者確認>

和田会長：会の進行に入ります。

本日は委員10名のうちの9名の出席があります。条例施行規則の定めにより、審議会は成立しています。

会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することでよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長：それでは当会議は公開で進めさせていただきます。

本日の傍聴者はどうですか。

事務局：傍聴者は1名です。

### 2. 議事

#### (1)八王子市消費生活基本計画における平成27年度実施状況について

<【大日向所長】事務局説明－重要課題1>

和田会長：重要課題1について説明がありました。何か質問や意見はありますか。

佐々木委員：資料の自己評価や平成28年度以降の取り組み予定の項目は担当課で記述されたものですか。

大日向所長：平成28年度以降の取り組み予定までは、各所管の担当課で記述されたものであり、右端の検証は消費生活センターで記述したものです。

佐々木委員：自己評価に記述されている文章を読んでいると、それがうまく進んでいるのかどうか判断しにくい。せっかく自己評価していただくのであれば、点数等による段階評価の方が第三者から見てもわかりやすいと思います。

それから、2ページ、「(3)商品などの安全性の確保に向けた対策」の3の自己評価に「メール配信回数」とありますが、このメールの配信者と対象についてお尋ねしたい。

大日向所長：配信は防犯課によるもので、当然庁内にも回るものですが、個人で配信登録されている市民も対象です。

鈴木副会長：点数による段階評価の件ですが、最初に自己評価が提案されたとき、スケールがあった。その際、評価の説明がないとわかりにくいのではないかという意見が委員からあって、今の体裁になったという経緯があります。しかし何年か重ねていくうちに、確かに説明だけではわかりにくくなっているので、改善の必要があると思います。

佐々木委員：表現は問題ないが、説明に加えて記号や点数で評価するとよいのでは。毎年同じことを繰り返しては進歩がないという見方もできます。

栗本委員：私が3年前の審議会で点数評価の意見を出したところ、以前から文章説明による評価で行われていると伺って、その時は引き下がったのだが、やはり今の佐々木委員の提案の形がわかりやすいと思う。

和田会長：それでは、この件は事務局で検討していただきたい。

鈴木副会長:この平成27年度の方だけを読んでいると、過去のものをすべて並べているわけではないので、進捗状況が理解しづらいと思います。

栗本委員:検証の部分で、すべての検証に対して文言がないのはなぜですか。

大日向所長:継続して概ねできているところは、記述していません。

和田会長:記述がないところは、これまで通りのことをやってきているので、新しい展開はないという理解でよいのでしょうか。

大日向所長:その通りです。

栗本委員:1ページ、「(1)関係機関のネットワークづくり」の2の平成28年度以降の取り組み予定で、「高齢者見守り講座」が11回となっているが、平成27年度では18回実施されている。取り組みとしては前回より数が少ないのではないのでしょうか。

大日向所長:昨年、町会・自治会で「高齢者見守り講座」を18回実施したのだが、昨年度未実施のところがあるため、そこを対象に11回取り組んだという意味でその回数になっています。

赤木委員:自己評価の件に戻るが、今回平成24～26年度の3か年分の実施状況が配付されているので、これまでよりは詳しく見られるようになりました。そこで、平成24～26年度で新たに取り組んできたところが明確になると、進捗状況がよりわかりやすくなります。点数方式は意外と難しいので、平成27年度の活動の新しさをわかりやすく表記することで、市が力を入れてきたことが見えてきます。そうした工夫をされると、羅列型の自己評価よりはわかりやすくなるだろうと思います。

和田会長:確かに年度ごとにどこかが改善されながら平成27年度にたどり着いているので、どう変化してきたのかつかめると検証もしやすいということになります。

佐々木委員:3ページの「(5)環境に配慮した消費行動の推進」の2で「ダンボールコンポスト講習会の実施」ですが、この講習会の実施方法を伺いたい。

赤木委員:私はダンボールコンポストのリーダーをしており、ゴミ関連によく関わっているのですが、私からお答えします。講習会は、市の広報で募集しており、参加者は増えてきています。

佐々木委員:私は家庭菜園をしていることから関心があるのですが、マンション住まいであると、場所の関係から難しいという印象を持ってしまう。

赤木委員:この講習会は住居形態に関わらず、どなたでも参加可能です。むしろ集合住宅の方が効果があります。

栗本委員:ダンボールコンポストはコンパクトで臭いも出ないので、集合住宅のベランダでも可能です。特に大きな場所がなければできないということはありません。

佐々木委員:そうすると、集中的に特定の地域に出向き、効果を上げていったモデル地区をつくると、より広めていきやすくなるのではないのでしょうか。

赤木委員:その意見はよく出るのだが、私どもでは地域に偏りがないよう考慮しています。戸建て、集合住宅それぞれのメリットも説明できるので、積極的に進めていきたいと思っています。

鈴木副会長:検証部分の書きぶりについて、例えば1ページの「(1)関係機関のネットワークづくり」の2は、「前年比5回増の18回」というように動きがわかる表現にさせていただくと、理解しやすいのではないのでしょうか。そういう意味では、前年度の取り組みが不十分なところも見受けられるので、一層の努力を促すべく、厳しい書き方が必要となる項目もあります。自己評価は、あくまでも“自己評価”であるため、事実のみが淡々と書かれています。そこは検証の部分で、動きがわかるような書き方をした方がよいと思います。

もう一つ、自己評価の今後のスケーリングですが、自己評価をされる方はそれぞれの所管によって異なるので、スケーリングをする際の基準をこちらで決めてしまった方がよいと思います。5段階評価では、ほとんどが3点で並ぶ様子が想像されるので、自己評価の客観的な目安となるものが今後は必要だと思います。

大日向所長:第1期の検証としては、平成28年度分も残っているのだが、そこからスケーリングを採り入れていくということよろしいでしょうか。

鈴木副会長:間に合いますか。

大日向所長:平成28年度は今年度が終わってからの検証となります。そこでスケーリングを採り入れるかどうかですが。

和田会長:間に合えばそうした方が良いが。しかし今の提案は検証の書きぶりに動きを出すということです。

鈴木副会長: 検証は平成27年度から変えていただければよいが、自己評価のスケーリングのルールづくりは第2期からでもよいと思います。

大日向所長: スケーリングは第2期の自己評価からということでよろしいか。

和田会長: これまで第1期の評価はこの形で進めているので、それでよいと思います。ただし、検証の書きぶりは、新規か継続かということも含め、数値を記述したり、消費生活センターが改善を求めるような記載をしてもよいのではないかという意見でした。

それと「地域ケア会議」についてだが、検証では触れていませんが、福祉分野では焦点となるものであるので、ぜひ触れていただきたい。

また、5ページの検証部分、外国人への情報提供も行われているが、外国人からはどの程度の相談があったかという実数データはないですか。かなり増加してきているので、より強化をしていかなければいけないと思われまます。外国人と日本人別等の統計は取られていますか。

大日向所長: 事務局で現在把握しているのは、5ページの施策の方向「(2)多様な機会を活用した情報提供の実施」の4、多文化共生推進課にある「相談件数の推移」の数字のみです。

和田会長: その数字は、外国人の相談件数ということでしょうか。

大日向所長: その通りです。

和田会長: 「相談件数の推移」は、すべて外国人の消費者トラブルに関する相談件数でしょうか。

大日向所長: 消費者トラブルに限らないものであり、多文化共生課で受けている外国人の方からの相談総数です。

和田会長: 外国人の相談窓口としては、消費生活センターと多文化共生課と2つがあるということでしょうか。

大日向所長: 多文化共生課に相談があった案件のうち、消費生活センターの相談員の回答が必要なものであれば、そこから通訳の方を通じての対応という形になります。ただし、これまでのところ、直接的に消費生活センターで通訳を介して外国人の相談をしたという事例はありません。

原田部長: 平成26年度から平成27年度の各年度で1,000件前後の相談数は非常に多いと思うが、この件数は消費生活等に限らず、在住の外国人サポートデスクに相談のあったものがすべて含まれているということです。会長が懸念されている件数は少ないと思います。

西島委員: 2ページ、「(3)商品などの安全性の確保に向けた対策」の3の防犯課による自己評価に、「平成28年は昨年と同額程度の市内における特殊詐欺が想定される」とあります。テレビや街のポスターでかなり注意喚起されていますが、昨年と同額程度というのは問題だと思います。被害に遭われている方の家族形態によって数値は異なると思うのですが、そうしたデータを防犯課では出されているのでしょうか。

大日向所長: 細かいところまでは出されていません。警察に届けられるような詐欺は防犯課で把握しています。詐欺まがい、あるいは詐欺に限りなく近い物販や役務は、消費生活センターに相談がありますが、問題は同じ方が繰り返し被害に遭って、なかなか件数が減らないという実態があるということです。そのため、毎月年金受給日に相談員から電話をして注意喚起を行っていますが、それでも被害に遭ってしまう場合があります。その辺りは高齢者福祉課と連携を取って、後見人の相談等、対策をしているところです。

鈴木副会長: 私は今年度から八王子市の防犯対策審議会の審議員として関わっており、先週その話が出たところです。防犯課は防犯課で統計を取っているが、八王子市だけでも統計の種類はいくつもあるようです。実際の被害はこれよりもっと多いことでしょう。防犯課が把握している被害は、聞いたところでは、警察に被害届を出されている方の金額ということである。しかし実際に被害届を出される方は、被害に遭われた方の一部です。また、被害届を出される方は、八王子市の消費生活センターにも相談に行かれることもあり、消費生活センターの統計の方が実態に近いだろうと思います。警察でも当然聞き取りをして統計を取っていますが、予防につながっていないのは、いろいろな人物を登場させる劇場型詐欺が増えるなど、手口も巧妙になってきており、予防が追いつかないことが要因としてあるのかもしれない。それでも不審な電話があって、警察に相談すれば、お金の受け渡し場所に警察が待機していて、未遂の段階で逮捕できる。従って、積極的な啓蒙を続けて、とにかく何か疑問を感じたらどこかに電話するよう情報提供するしかありません。八王子市は高齢の方が多く、筆筒預金されている方も多いので、すぐに現金を渡してしまう状況にあるのだが、一旦払ってしまうと追跡が困難なため、あとで被害届を出した既遂のものでは、なかなか逮捕には結びつかないようです。

和田会長: それならば検証の部分に、そうした追加情報も必要ですか。

鈴木副会長: 防犯課に、消費生活センターと情報共有をしないのか聞いたところ、「しない」という回答でした。防犯課は防犯課の役割があるのかもしれませんが、消費者問題に関する審議会の意識は、こちらの審議会の方が高く、防犯審議会は情報が遅れていると感じました。

和田会長：自己評価されているものを消費生活センターとしてどのように評価するかということは書き込んでよいだろうと思います。

鈴木副会長：お互い情報共有はされていると思いますが、防犯課の資料には消費生活センターの統計が出てこない現実があります。

和田会長：推定金額は何をベースに試算されているのでしょうか。つまり被害届を出さないまでも、未然のケースも含めたものなのかという意味で。検討に「啓発強化が期待される」との記述がありますが、そうした形で自己評価を来年度に向けての事業として考えていただくとか。いずれにせよ、ぜひこの情報共有を。

栗本委員：4ページ、「(1)情報提供の充実にに向けたネットワークの活用」の1の自己評価で、「相談に関しての連携は、非常に高価的」は、「非常に効果的」の誤字であるので修正を願いたい。

大日向所長：失礼しました。修正します。

佐々木委員：3ページ、「(5)環境に配慮した消費行動の推進」の4の環境教育は、国の教育方針の一環として実施するのか、あるいは八王子市独自のものなのでしょうか。

大日向所長：国の指導要領に基づくものです。

佐々木委員：国の方針で実施されているものは、ここであえて取り上げなくてもよいのではないのでしょうか。

和田会長：消費に関わる事業として、学校教育部指導課にはどのような依頼をしているのですか。

大日向所長：環境教育は、実際には各学校で八王子市独自の取り組みが行われていますが、ここでは教育委員会で計画的に取り組んでいることだけを書いてきていると思います。どこまで学校に調査を入れるかによって、実際の回答は異なってくると思います。今、各学校に実態調査をかけており、どの程度の消費者教育が学校で行われているか見えてくると思います。次回の審議会で報告したい。

和田会長：それではここは、このままでよろしいでしょうか。

鈴木副会長：市が方針を立てて実施しているのであれば、このままでよいだろうと思います。

#### <【大日向所長】事務局再説明－重要課題2>

和田会長：6ページ、高校生についての課題があるということですが、資料に追記されていますか。

大日向所長：まだ書かれていません。

和田会長：それでは、そこは追記をお願いしたい。

時間もないので、重要課題2と3をあわせて議論します。

#### <【大日向所長】事務局再説明－重要課題3>

和田会長：重要課題2、3の説明で、何か意見や質問はありますか。

佐々木委員：10ページの「(1)関係機関と連携した事業者への指導の強化」の1、東京都の調査に協力として、「文書による情報提供した回数：9回」となっています。この内容は、実際に八王子市内で不適正な取引行為があったという情報提供のことでしょうか。

大日向所長：警察が捜査に入り、八王子市の方が被害に遭われたという証拠が出てきた場合、情報提供をしています。

西島委員：「パネル展」でのパネルの使用は1度限りでしょうか。サイズはどの程度のものですか。

大日向所長：パネルは模造紙よりやや大きめのサイズで、普段は消費生活センターの受付の前にいくつも置いてある。

西島委員：それを「パネル展」の際に移動するということですか。

大日向所長：南口総合事務所に移動して「パネル展」を行っています。

西島委員：例えば市役所の1階に設置されると効果的であると思うがどうでしょうか。

大日向所長：検討します。

鈴木副会長：先ほどの「文書による情報提供した回数」ですが、全体の書きぶりからすると、消費生活センター側から情報提供したことで、都の指導が入ったように読みとれます。そうではなく、警察が動いている事案について、捜査事項の照会があって情報提供をしたということですか。

大日向所長：例えば製品等の危険があるとか、それによって怪我をしたという重大事項につながるものは

報告を上げていますが、被害の場合、相談員が犯罪かもしれないと感じたら、本人を通じて警察に通報してもらおう形になるだろうと思います。

鈴木副会長：そうすると指導につながったかどうかは不明ということなので、この書き方ではやや違和感があります。

また、以前も申し上げたことですが、9ページの「(1) 相談体制の充実による救済の強化」の2、「年間相談」は、少なくとも前年度の消費生活センターが把握している件数を加えてほしいと思います。

## (2) 第1期八王子市消費生活基本計画の検証と取組課題について

和田会長：別紙で平成24～26年度の各年度の審議会からの「意見書」があるが、平成27年度分は本日の意見を踏まえて次回の審議会で配付されますか。

大日向所長：その予定です。

和田会長：これまでの計画は、当然課題はあるが、事務局としては「意見書」を踏まえて順調に進捗していると評価されるのですか。

大日向所長：平成24～26年度の「意見書」をご覧ください。私なりに○×で評価をしたものを報告します。

平成24年度では、「大学の新生ガイダンスでの周知・啓発については、ぜひ進めていただきたい。」は、現在進んできている状態であるので○と評価します。「高齢者への対応は、東京都全体でも進められていますが、若者への対応に苦勞しているようです。大学が多い特徴を生かして若者に対する新たな対応策を構築していければ、特筆される事業となる。」についても、大学生等と協働してさまざまなことを始めているので○とします。それと障害者への取り組みは、ようやく平成27年度から動き始めてきたところであるため、取り組みとしては×です。それと地域等への取り組みでは、「商店会など各団体のイベントを活用して、広報していくとよい。」は八王子市あきんど祭り等に行かせていただいたので○です。

平成25年度では、「大学生だけではなく、大学生ではない若者に対しても被害が少なくないように思える。そのような若者に対しても消費者被害の対策を講じていく必要がある。」は今後の部分かと思っています。「高齢者見守り講座」は取り組んでいるので○、「消費者側の被害防止策も必要だが、事業者に対しても不当な勧誘をしてはいけないなどの情報提供を行う必要がある。」、「商店会や商工会議所との連携について重点的に取り組んでいただきたい。」はここで商店会との連携が始まってきたところであるため△とします。

平成26年度の「高齢者見守り講座」は、「町会の役員や民生・児童委員を通して」というところでは実施できていると考えます。障害者のところはまだ×となります。また、「子どもへの啓発事業は、賢い消費者への近道と言えることから、学校・児童館などへの消費者教育の推進が望まれる。」は、児童館の部分では進んできているので、「消費者教育推進計画」に基づいてさらに学校の方にアプローチが必要であると自己評価しているところです。

鈴木副会長：今お話しいただいた意見書に対する評価はとてもわかりやすい。資料の検証部分は読んでも頭に入って来ないので、平成24～26年度までを踏まえ、消費生活センターの総括的な検証を出せるとよいと思います。

和田会長：今、事務局としての評価を伺ったが、委員の皆さんのお考えも伺いたいと思います。

大日向所長：平成24～26年度の課題について、前回の審議会の意見をまとめると大きく6点ありました。

まず、実施する各所管とより連携を深めて進めていかなければいけないということ、2つめは、大学生等は啓発をしても実際に被害に遭わないと温度差がかなりあることから、学生の窓口である学生課へのアプローチが重要ではないかということ、3つめ、情報発信の方法としてSNSやフェイスブック等を活用し迅速に情報を投げかけられないかということ、4つめ、それに関連して被害に遭う前に目につくような情報が重要ではないかということ、5つめ、相談窓口の周知、消費生活センターの認知度をより上げていくべきであるということ、6つめ、幼い子に対してはその保護者への周知や教育が重要ではないかという意見があげられたと思います。

深沢委員：その説明は資料としてであるとよかったですと思います。会議要録にも書かれていることであろうが、まとめてあるとわかりやすい。

大日向所長：それと第1期の計画が策定されてからの5年間で、状況がさまざま変わってきているので、

近年の状況をまとめた資料「計画にあたっての基礎資料」があります。  
和田会長：その説明を聞いた上で来期に向けた課題を整理したいと思います。

<【大日向所長】事務局説明>

和田会長：今の資料説明で、何か質問や意見はあるか。  
赤木委員：8ページの年代別の相談状況ですが、気になるのは50歳代がやや増加していることです。  
鈴木副会長：多重債務の方も含まれているのですか。  
大日向所長：含まれています。  
鈴木副会長：それは役務の「融資サービス」に含まれるということですか。  
大日向所長：その通りです。  
赤木委員：年金生活者は「無職」の括りでしょうか。  
大日向所長：その通りです。  
和田会長：それでは、「計画にあたっての基礎資料」についてはよろしいでしょうか。

<特に意見なし>

和田会長：第1期の計画の検証と取り組み課題について議論していただきましたが、平成27年度分も踏まえてどうでしょうか。

前回、西島委員が子どもの保護者に対する取り組みも必要という提案がありましたが、他にもお気づきの点で、何か不足していることはないですか。

先ほどの「計画にあたっての基礎資料」を踏まえて、この5年間で何か著しい変化や特徴的なことがあるのでしょうか。

大日向所長：国では「消費者市民社会」として消費生活を通して社会に参画していくという考えを新たに出してきています。国のさまざまな指針を見ると、消費者教育の重要性は増していると思われます。そこを的確に進めていくことで、最終的には消費者被害に遭わない賢い消費者となり、被害件数も当然減ってくるだろうという考え方です。事務局としては、今後高齢者人口が増えてくることから、まずは高齢者の見守りや被害防止が最重要課題であると考えますが、その次には各年代に応じて継続した消費者教育を続けていくことも重要であると考えています。

和田会長：被害の相談件数で顕著な変化はないですか。

大日向所長：消費生活センターの周知にも注力していることもあり、消費生活センターを初めて知って、相談に見えたことで相談件数が増えているのか、あるいは単純に被害の増加と比例して増えているのか、そこは不明です。本来、消費生活センターへの相談件数が増えることは最終目標として望ましいことではないが、まずは消費生活センターを知って、相談を寄せていただくことが最初の1歩として重要と思います。そういう意味で言うと、相談件数は増やしていきたいと考えています。

鈴木副会長：契約を締結する前に消費生活センターや警察に電話して被害を未然に防いでいるというケースが増えれば、十分役割を果たしていることになると思います。従って、気軽に電話できるという認知が高まっていると思われるので、件数自体が増えることは悪いことではありません。

原田部長：今の話について、「計画策定にあたっての基礎資料」の7ページをご覧ください。上のグラフは平成22年度からの「相談件数の推移」を表したものです。相談件数が増えることが望ましいことかどうかというのは、今、副会長が言われた通りだと思います。その下のグラフ「相談時の契約・申込の状況」ですが、現時点で「既に契約・申込した」は80.2%です。この割合をできる限り少なくすることが望まれています。その上で、契約前に相談があって、被害を未然に防止できる割合を増やすことが期待されることと思います。

和田会長：経年のデータはないのでしょうか。

事務局：平成22年度の段階では「既に契約・申込した」は82.6%だったので、若干減少している。

和田会長：経年のデータも併記しておいた方がいいでしょう。

相談の際に、消費生活センターに連絡をいただいた経緯を尋ねているのですか。

大日向所長：消費生活センターを知ったきっかけという意味での質問は、受付票にはない。

鈴木副会長：契約・申込をしても、まだお金を払っていなければ、クーリング・オフという手段もありま

す。お金を払ってしまったら難しいので、こうした統計の取り方もよいのですが、今後は、お金を払ったかどうかという統計も取っていくとよいと思います。

和田会長：確かにそれはよいと思います。それと、受付票に消費生活センターを知ったきっかけを聞く質問があるとよいだろうと思います。

赤木委員：この80.2%の方のうち、クーリング・オフを利用して救済される方は多いのですか。

大日向所長：クーリング・オフに限らず、実際に相談員が間に入ってあっせんして、事業者と話し合いをして救済に至るといったケースも多いと思います。

### (3) 第2期八王子市消費生活基本計画の基本的な方向性について

大日向所長：左上に「重要課題と施策の体系」と書いてあるA3の資料をご覧ください。これは第1期の計画からの抜粋であり、重要課題は3つですが、これまでの議論を踏まえ、第2期も3つでよいかどうか。また、この順番についても議論をお願いしたい。

和田会長：重要課題は前期に引き続き3つでよいのか、あるいは新たに課題として追加や削除するべきものがあるのかどうかから議論していきたいと思います。

佐々木委員：重要課題2と3のコメントは両方とも書き出しが「『安全・安心な消費生活の実現』には」ではじまっています。レベルとすれば、重要課題1があって、その下位レベルに2と3が入ってくる関係ではないでしょうか。

和田会長：右側の「施策体系」を見ると、計画全体の最終的な目標は「安全・安心な消費生活の実現」であり、その下に重要課題1、2、3が位置付けられています。その消費生活の実現を目指して、重要課題1は、消費生活を確保するための基盤の整備、あるいは情報や体制の内容になっているので、計画の最終目標である基本的な考え方と意味合いが重複しないような表現に変えた方がよいだろうと思います。

赤木委員：重要課題1は仕組み、基盤づくりということで、これは施策の方向1-1で表されています。施策の方向1-2と2-2は第1期の特徴であり、被害者となり得る本人ではなく、それを取り巻く人たちを利用して、より多くの人たちに情報提供をしていくというものであるから、同じ手法でできる分野として括ることが可能だと思います。また、施策の方向2-1は、講座や説明会等を、前述した手法で消費生活センターが主導で実施するといったもの、重要課題3は、実際に消費者被害が発生しそうなどの消費生活センターの機能や消費生活相談員の役割といったこと、また啓発・推進における連携の施策というように整理する。それによって、より実務的な理念を実現するための方法論を第2期では特に取り上げていくという組み方になります。その中で、重要課題2では民生委員や自治会等、対象の取り込みと連携をうたい、重要課題3ではそうした機関があっても、こぼれていく被害者をどのように救済していくかということが記述されると、第1期とは違ったまとめ方になってくると思います。

和田会長：赤木委員の提案は、重要課題1は仕組み、基盤づくり、重要課題2は消費者教育をうたうよりは、さまざまな機関との取り込みとその連携ということか。

赤木委員：それを実現するための仕組みづくりということです。さまざまな機関との連携があって、それを取り巻く人たちと一緒に啓発や情報提供していこうということと、自ら講座を開いたり、出前講座に出向いて行くということ、これらの手法を安全・安心な消費生活を確保するためのアクションとして整理します。重要課題3では消費生活センターが本来持っている力を、重要課題1と2でうたったことをベースに体制を組んでいくという整理の仕方をすると、第1期とは味付けが変わってくると思います。

和田会長：重要課題の3つはそのままでもよいが、出し方を変えてみるという今の提案についてはどうですか。

大日向所長：事務局としては「重要課題2 消費者教育の充実」をどこに持ってくるか、どのようなネーミングにするかは別として、ここをアクションとする実施計画という位置付けで「八王子市消費者教育推進計画」を別立てで今後策定することを考えています。そのため、消費者教育という括りは重要課題に残しておいていただきたいと考えています。

和田会長：この審議会は第2期の「消費生活基本計画」と「八王子市消費者教育推進計画」の諮問を受けているが、2つの計画の関連はどう位置付けられるのですか。

大日向所長：「八王子市消費者教育推進計画」は下位の計画になります。第2期「消費生活基本計画」を受けて、消費者教育に特化した実施計画として位置付けて策定する考えです。

和田会長：そうだとすると、基本的にネーミングやその下位の施策は出し方を工夫するにしても、重要課



題の3つを踏襲するかどうかです。

鈴木副会長：重要課題2と3の中身は概ね問題ないと思うが、重要課題1は入り混じっていてわかりにくい。施策の方向1-1が6項目あったり、施策の方向1-2で「情報提供の充実にに向けた取り組み」が出ているのですが、施策の方向1-1の「(1) 関係機関のネットワークづくり」とどう違うのかなど、後々繰り返し出てくるものはできる限りまとめた方がわかりやすいと思います。従って、施策1-1の「消費生活の基盤整備に向けた取り組み」というタイトルは、重要課題1のタイトルとした方がわかりやすいのではないのでしょうか。先ほど佐々木委員が言われたように「安全・安心な消費生活の実現」と重複するので、重要課題1を「消費生活の基盤整備に向けた仕組みづくり」、あるいは「取り組み」といったインフラ整備に関係するタイトルに変更する。その場合、施策の方向1-1と1-2を分けるかどうかの問題になります。

和田会長：施策の方向が1-1の1つだけになるとバランスが悪いので、重要課題1の中身を整理した方がよい。例えば、施策の方向1-1の施策で「関係機関のネットワークづくり」をあげておいて、それに関わってどのようなことが必要なのかという組み方をするのがよい。ここには啓発も含まれるのでしょうか。

大日向所長：啓発に関しては、施策の方向1-1で「(4) 食の安全に関する啓発」がありますが、施策の方向1-2の「情報提供の充実にに向けた取り組み」もそうであるように、啓発と教育のニュアンスが似ていて、重複するところが多い。従って、消費者教育の実施計画を策定するのであれば、教育のところにそうしたものをまとめた方が実施計画としてやりやすいと考えています。次回、事務局でたたき台の案をつくって提示して、そこでまた議論をいただくということによろしいでしょうか。

鈴木副会長：情報絡みの括りをつくってしまうという手もあるが、その辺りの整理は事務局におまかせしたい。

和田会長：教育にも情報は必要であるが、情報はあらゆるところで必要となるものです。

鈴木副会長：行政での情報共有を徹底するということと、市民向けの情報をタイムリーに提供するということはまとめてもよいのではないのでしょうか。

和田会長：連携が大事だということは言っているので、施策の方向1-1の基盤のところに置くのですか、その辺りは全体を俯瞰して整理していただきたい。

大日向所長：承知しました。

和田会長：他に何かお気づきの点はあるか。次回は事務局からたたき台を出していただけるということですが、さらに本日の27年度の検証が入ってくるので、この4年間全体の議論の整理ができる。そういう内容でよろしいか。前回の審議会よりはかなり先が見えてきたようです。

「八王子市消費者教育推進計画」は次の審議会です出るのでですか。

大日向所長：第4回、第5回の審議会で議論します。

### 3. その他

和田会長：本日予定されていた議題は終了しました。事務局からその他連絡事項等がありますか。

事務局：本日の会議要録は事務局で取りまとめ、次回の審議会で提示して確認していただきます。修正等がある場合は必要に応じて、委員に連絡をした上でご確認していただき、最終的な決定としたいと思います。

また、本日の会議要録へのご署名は委員名簿の記載順では北出委員となりますが、本日欠席のため、深沢委員にお願いしたい。

また、本日お配りした第1回の会議要録にも何か意見等があれば、次回の審議会までにご連絡いただきたいと思います。

それと、日程変更で1点連絡があります。第4回の審議会ですが、当初、9月13日と予定していましたが、変更となり9月15日とさせていただきます。午前10時からとなりますが、日程はまた追って通知しますので、よろしくをお願いします。

### 4. 閉会

和田会長：以上で本日の審議はすべて終了とします。進行を事務局にお返しします。

事務局：次回第3回の審議会は、7月28日（木）午前10時、場所はクリエイトホール10階第2学習室で開

催します。開催の1週間前程度には、開催通知を各資料とともに送付させていただきます。  
それでは、本日の審議会を終了とします。長時間のご協力に感謝申し上げます。

平成28年 9月 15日

委員 深沢 靖彦